

岐阜県建設労働災害統計
災害事例集 (第32集)

平成25年6月



岐阜労働局
健康安全課

岐阜県の建設業における労働災害の概況
事故の型と起因物からみた建設業の労働災害
発生月・発生時間からみた建設業の労働災害
年齢と経験年数からみた建設業の労働災害
建設労働災害の減少傾向・東京と比較
工事の種類、発注機関別死亡災害
岐阜県における死亡災害の概要(建設業)

岐阜県の建設業における労働災害の概況

平成24年

労働災害の推移

岐阜県における労働災害による死傷者数(休業4日以上のもの)は、昭和54年をピークに長期的には減少傾向が続いており、建設業においても同様の傾向を示しています。

平成24年における全産業の死傷者数は、2,005人となり、前年に比べて4人増加(対前年比0.2%増)となっており、建設業においても、9人増加(対前年比3.5%増)しています。

平成24年の建設業の死亡災害の発生状況は、3人で昨年の5人から2人減少し、過去最少となりました。

本冊子における資料出所:労働者死傷病報告(岐阜労働局)

図1 - 1 休業4日以上之死傷者数

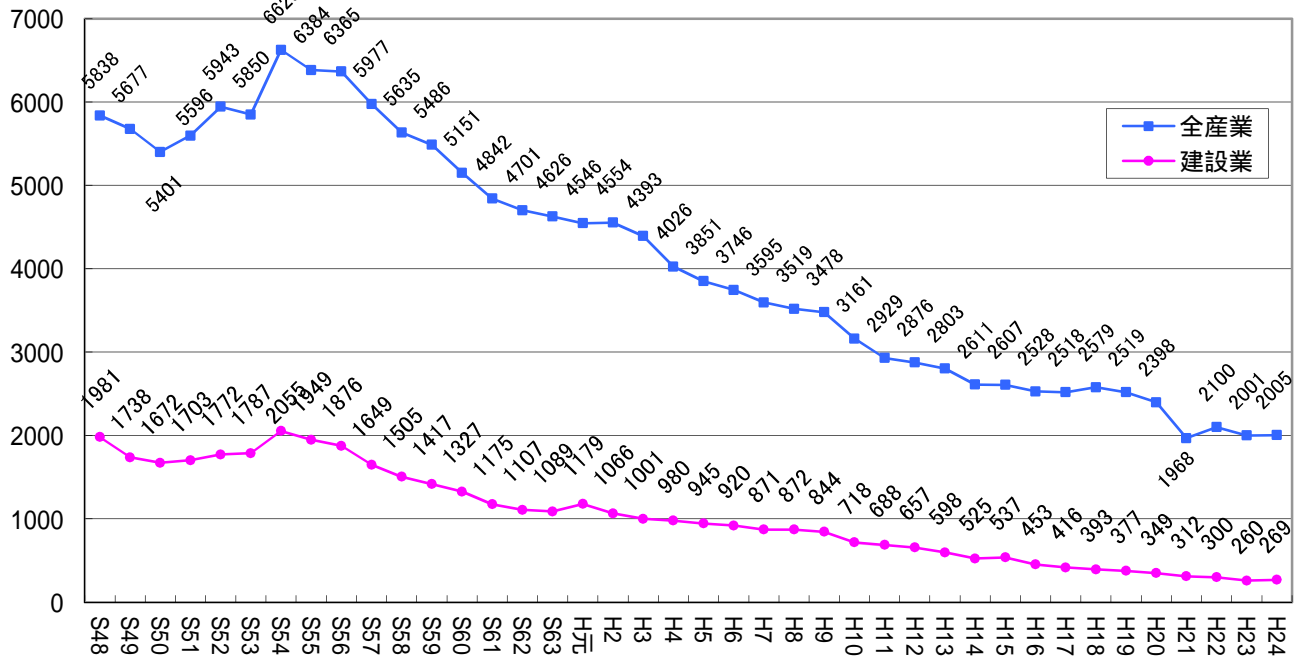


図1 - 2 死亡者数

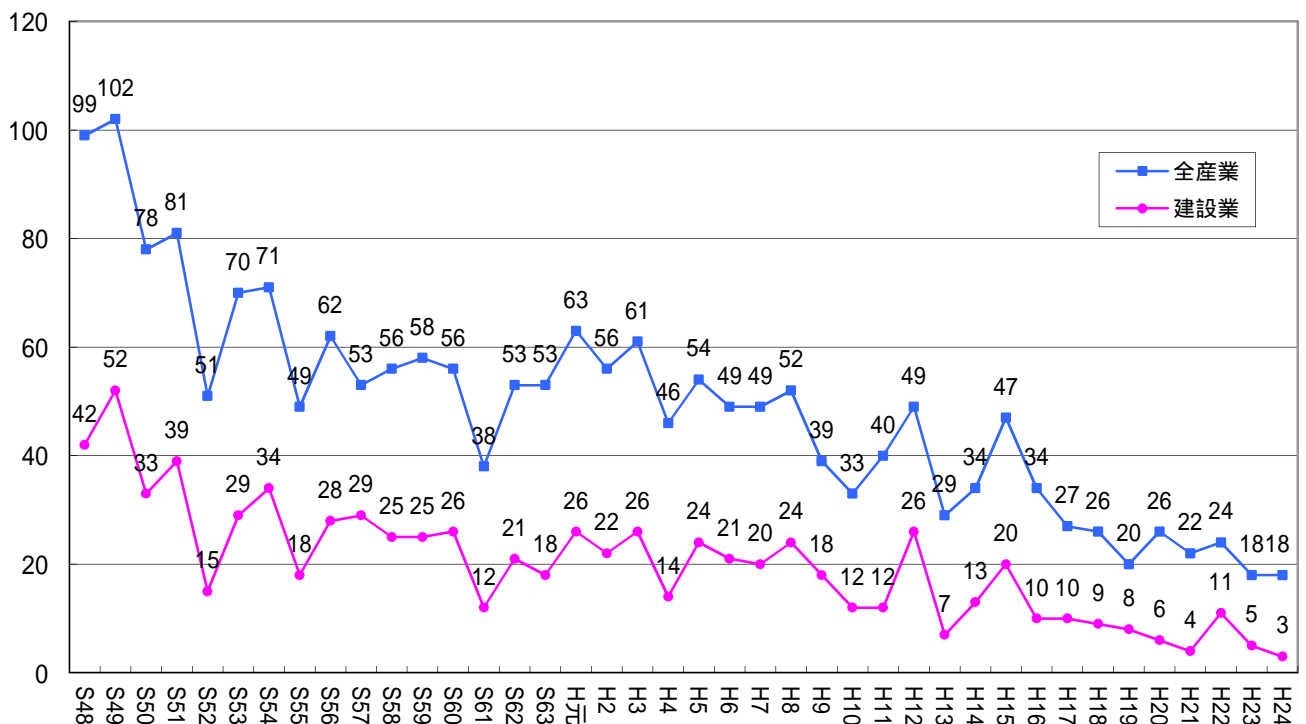


図2 - 1 業種別にみる休業4日以上之死傷災害の推移 (H15 ~ H24)

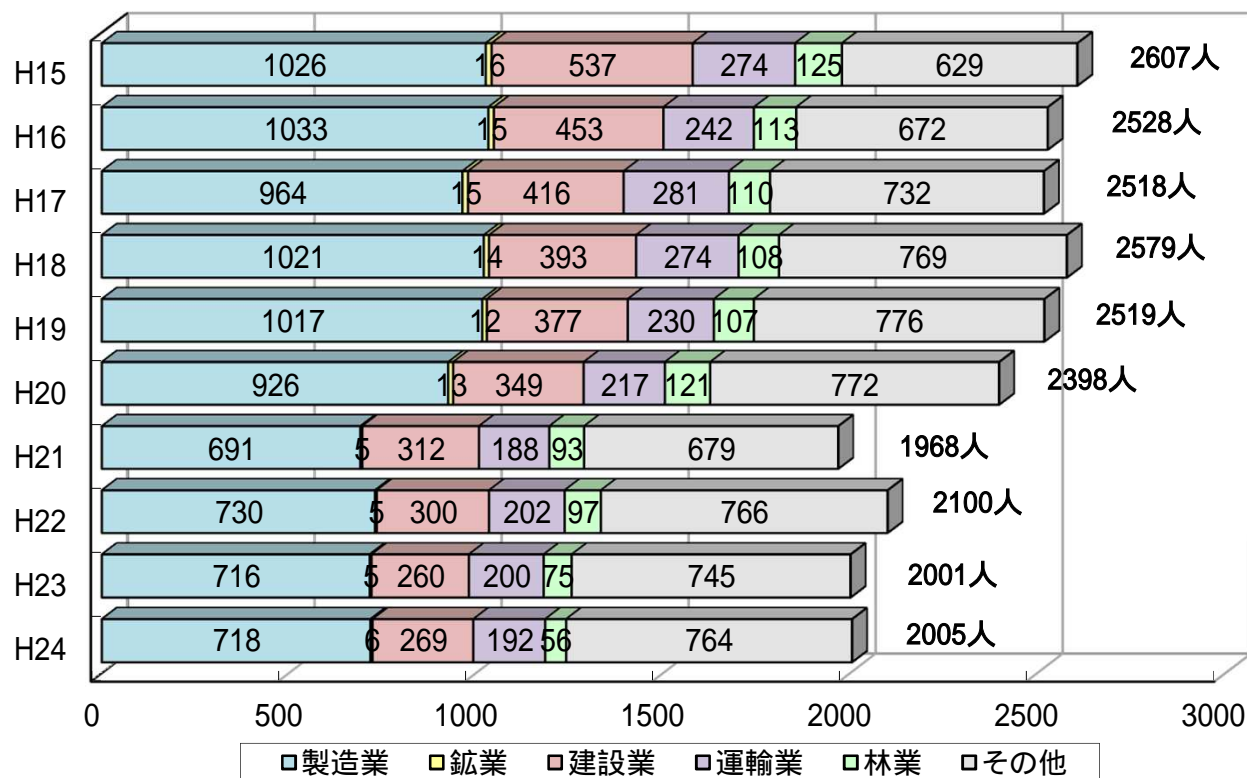
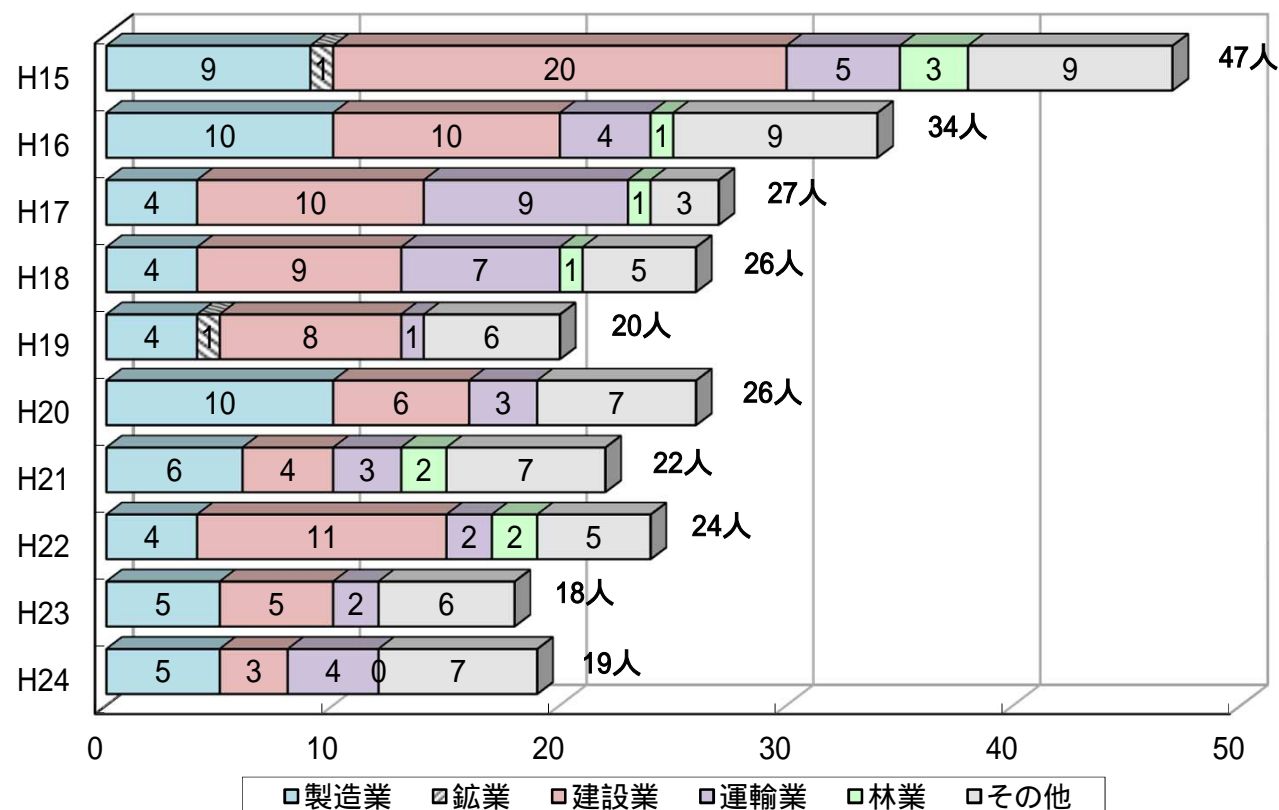


図2 - 2 業種別にみる死亡災害の推移 (H15 ~ H24)



事故の型と起因物からみた建設業の労働災害発生状況

平成24年

図3 - 1 休業4日以上死傷災害の事故の型別発生状況

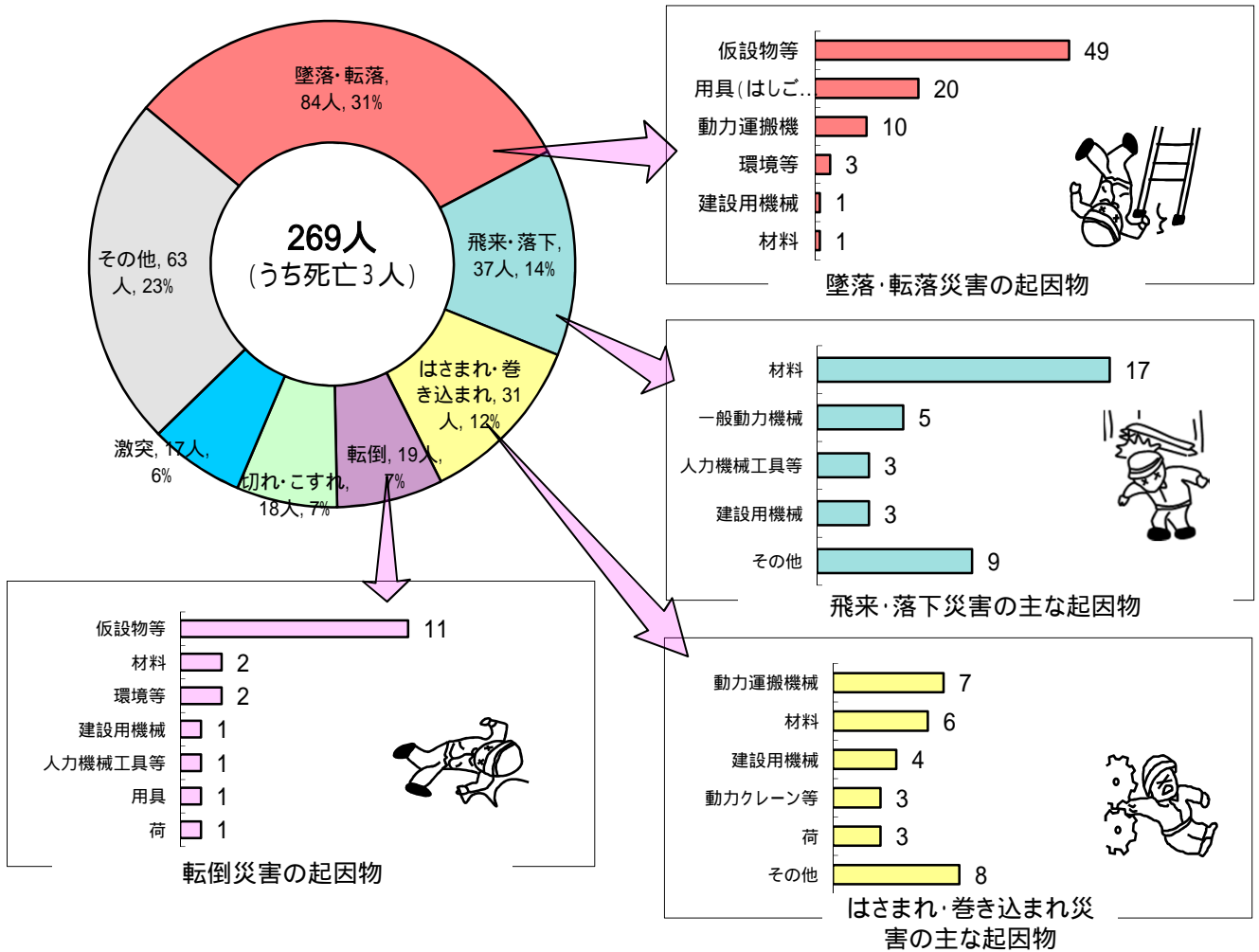
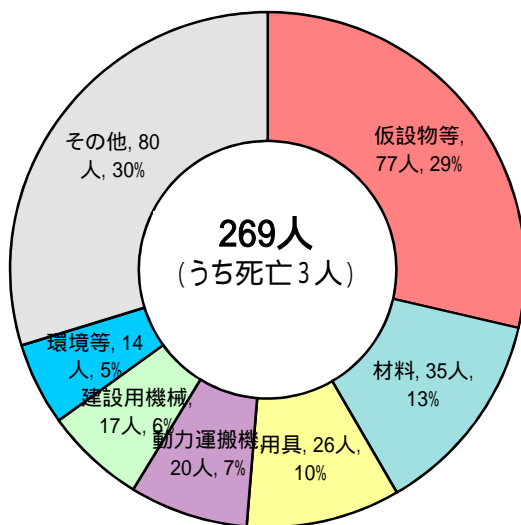


図3 - 2 休業4日以上死傷災害の起因物別発生状況



(注) 起因物は、中分類で具体的には次のようなものである。

- ・仮設物、建築物、構築物等(通路、階段、作業床、足場など)
- ・用具(はしご、脚立、玉掛用ロープなど)
- ・材料等(金属材料、木材、竹材、石、砂、砂利など)
- ・動力運搬機(トラック、フォークリフト、コンベアなど)
- ・建設用機械(ブルドーザー、ドラグショベル、くい打機など)
- ・木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤など)

死亡災害の傾向

建設業では平成15年から平成24年までの10年間に労働災害により86人が死亡しました。

死亡災害を事故の型別にみると「墜落・転落」、「交通事故」、「崩壊・倒壊」が多く発生しており、起因物別にみると「仮設物・建築物・構築物」、「環境等」、「用具等」の順で多く発生しています。

図4 - 1 過去10年間の事故の型別の死亡災害発生状況

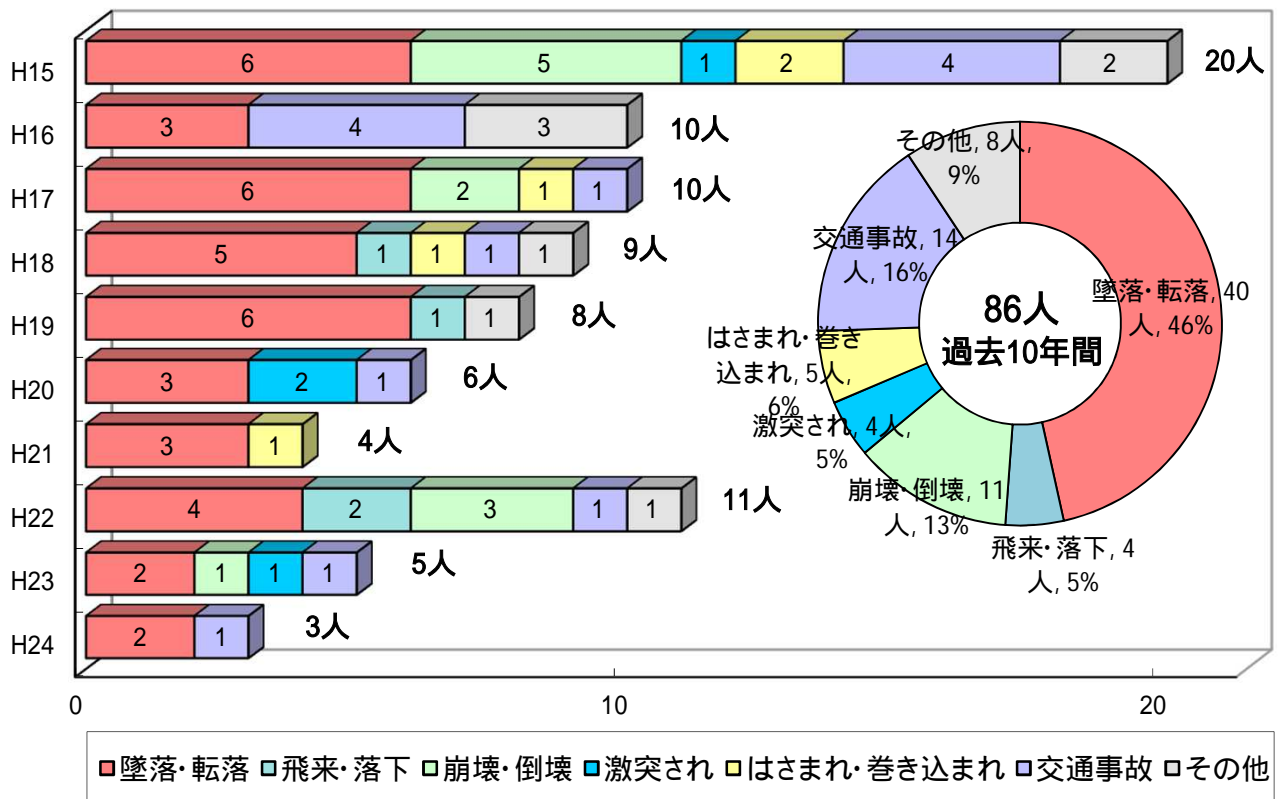
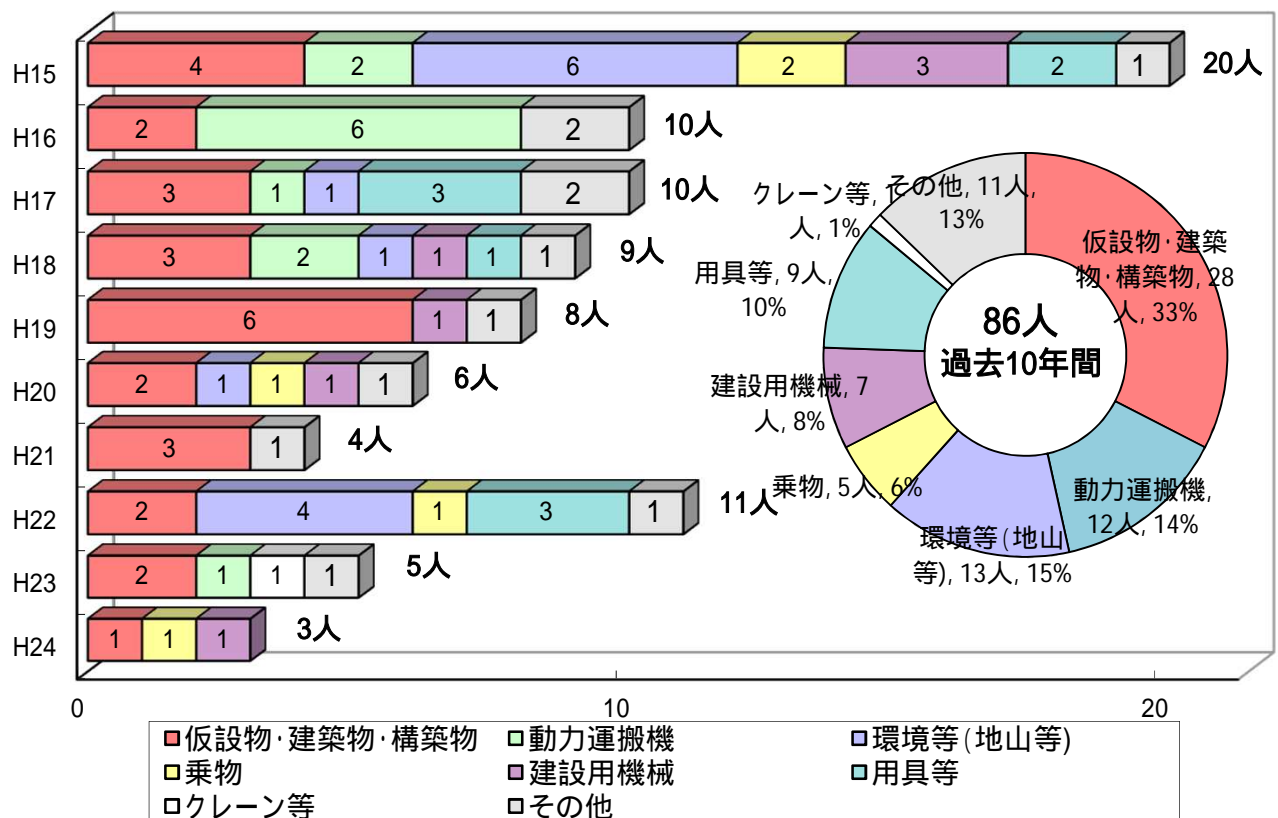


図4 - 2 過去10年間の起因物別の死亡災害発生状況



発生月・発生時間からみた建設業の労働災害(休業4日以上)発生状況

平成24年

図5 - 1 発生月別の状況

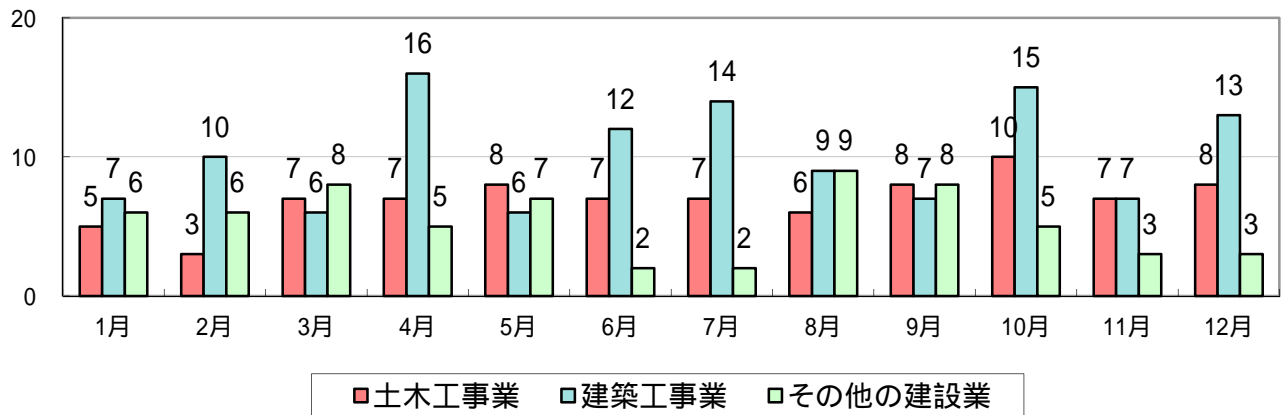
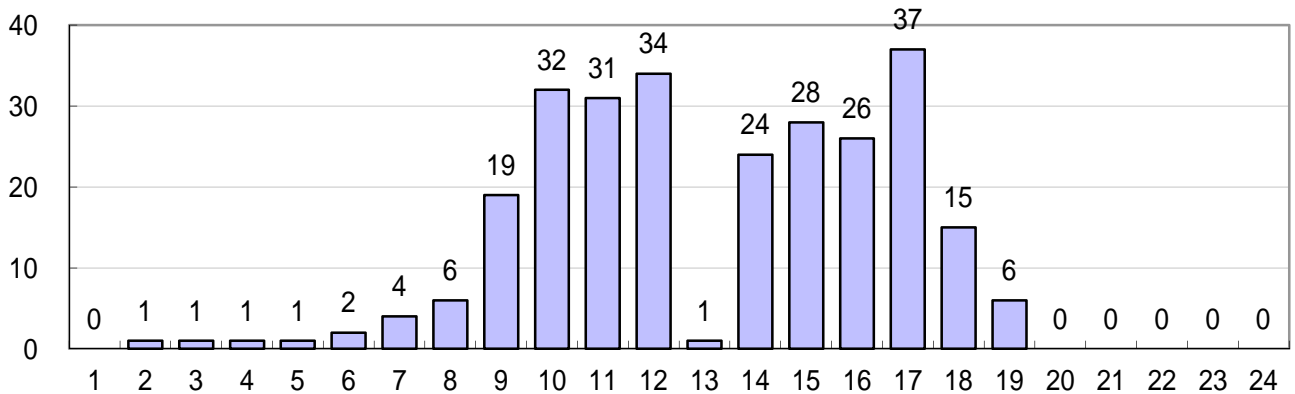


図5 - 2 発生時間別の状況



年齢と経験年数からみた建設業の労働災害(休業4日以上)発生状況

平成24年

図6 - 1 年齢別の発生状況

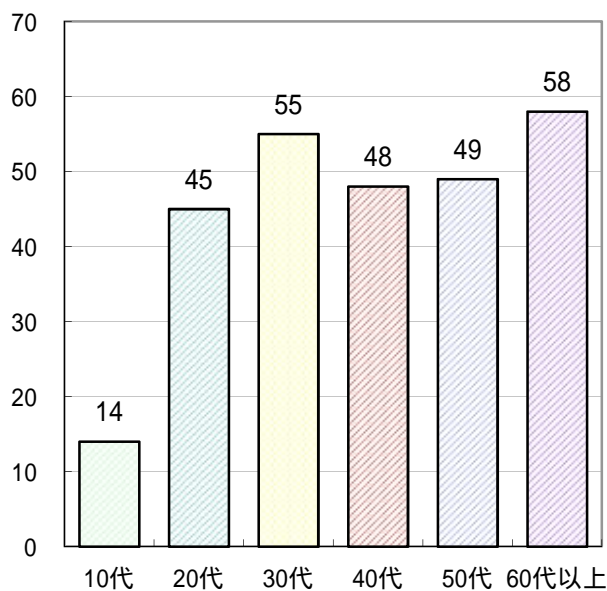
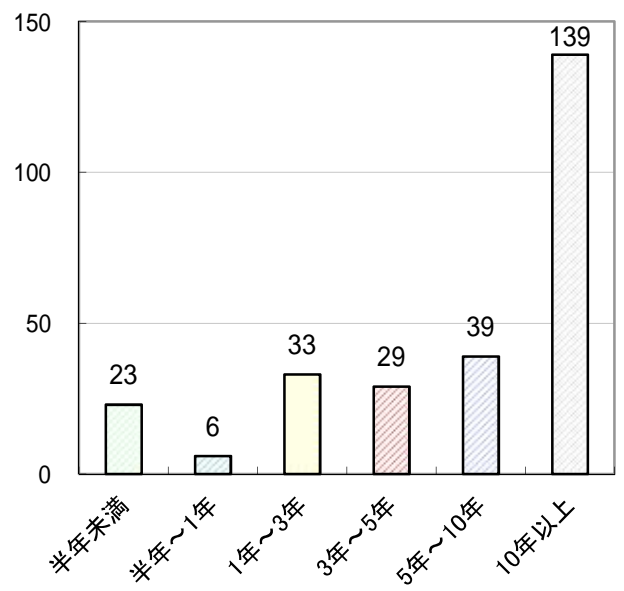


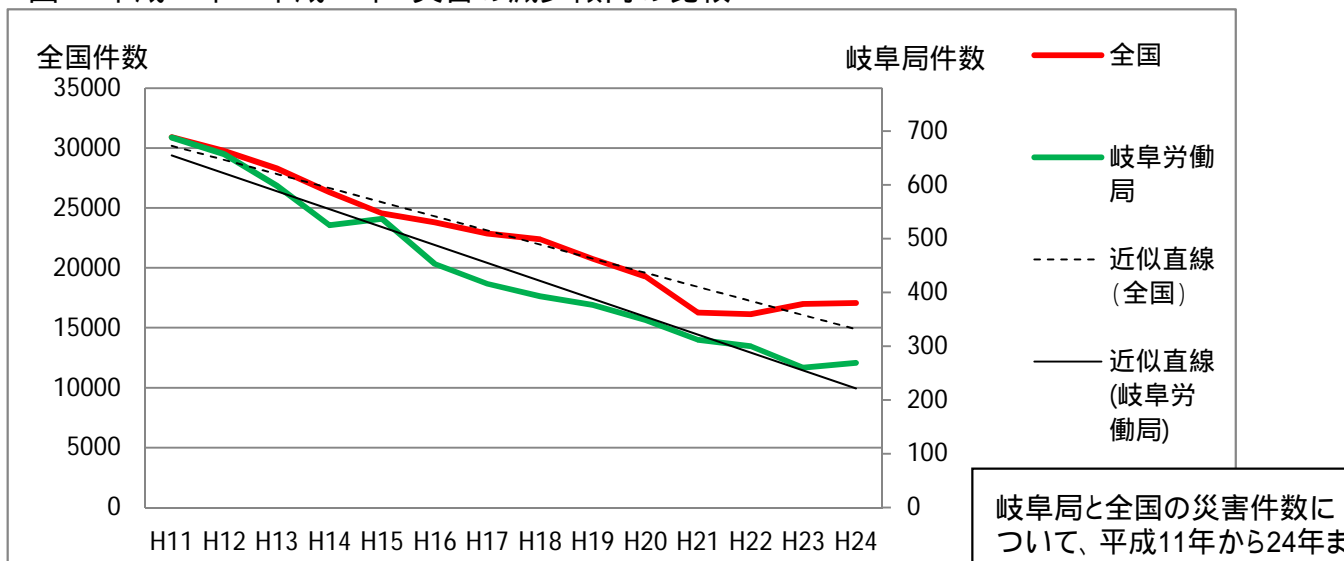
図6 - 2 経験年数別の発生状況



建設業の労働災害(休業4日以上)減少傾向と発注機関別の死亡災害件数

平成24年

図7 平成11年～平成24年 災害の減少傾向の比較



岐阜局と全国の災害件数について、平成11年から24年までの減少傾向を比較したもので、図8は東京局と全国と比較したもの

図8 平成11年～平成24年 災害の減少傾向の比較(参考)

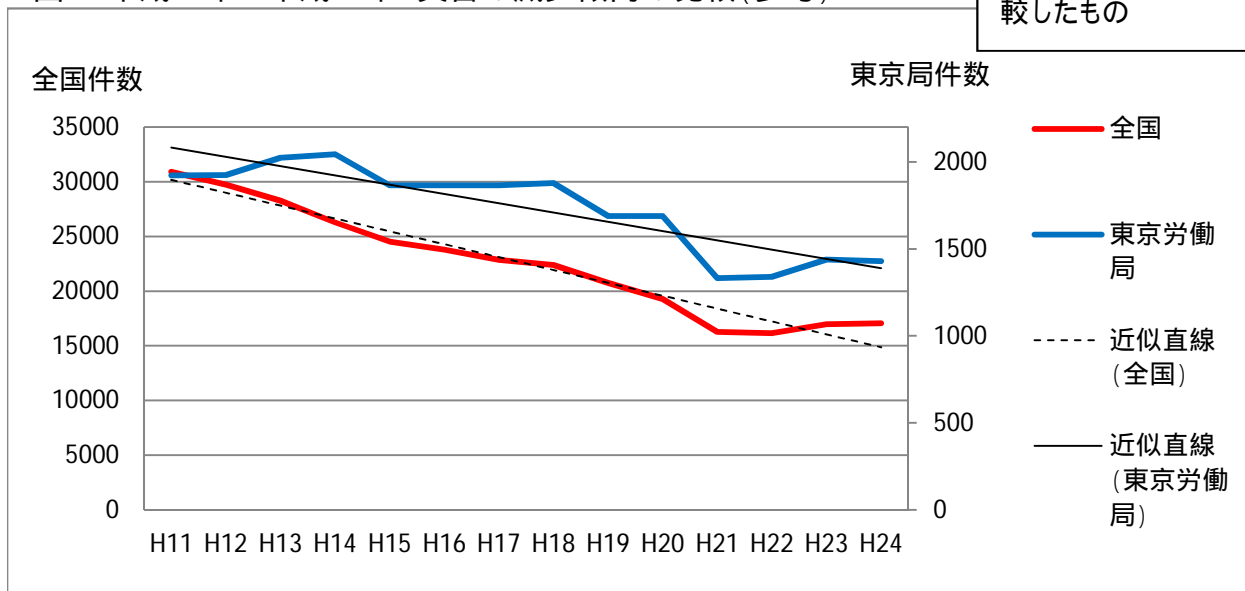
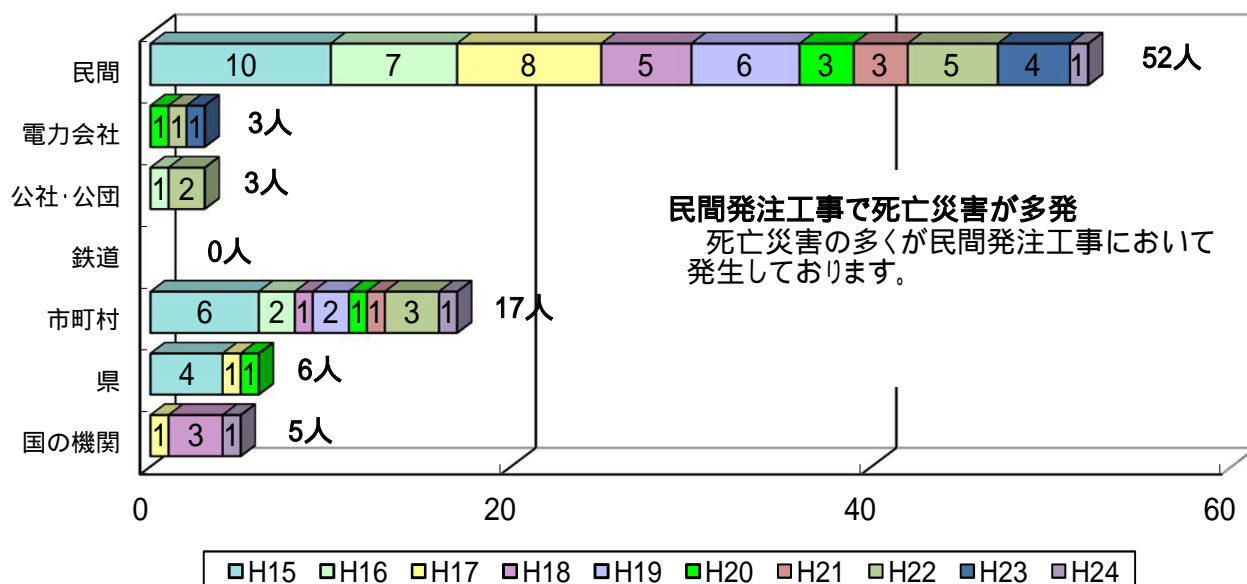


図9 過去10年間の発注機関別の死亡災害発生状況



災 害 事 例

事例1 スレート踏み抜き墜落災害

事例2 ミニショベル転落災害

事例3 後部座席から車外に放り出された交通事故災害

事例4 錆止め塗装除去作業中の鉛中毒災害

事例5 災害復旧工事でのブロック積崩壊災害

事例6 木造建築工事での墜落災害



災害事例編の留意事項

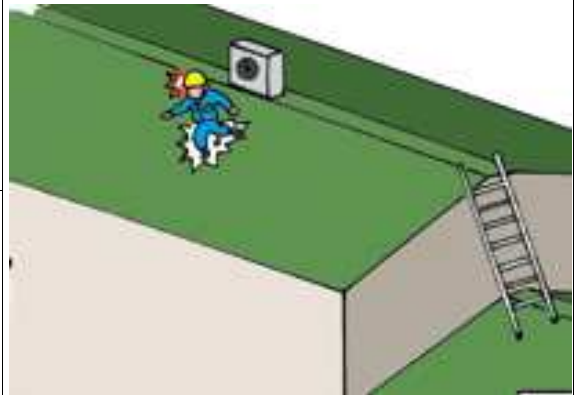
- 1 災害発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。
- 2 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。

事例1 スレート踏み抜き墜落災害

事故の型	墜落・転落	発生日	6月	起因物	屋根、はり、もや、けた、合掌
性別	男・女	年齢	～19・20～・30～・40～・50～・60～・70～		
職種	作業員・技能者	経験	20年以上	被災の程度	死亡
工事の種類	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	発注者	民間		

発生状況

倉庫の屋根修繕作業中、排煙用の板を取り除いた後に、下地材の溶接のために屋根に上っていたところ、スレートを踏み抜いて約7メートル墜落した。なお、歩み板は敷いていたが、数が不足していた。元々親綱は張ってあったが、作業の支障になるため取り外していた。安全帯は着用していたが、使用していなかった。

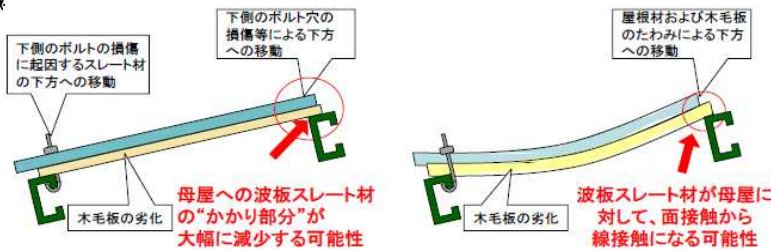


参考イメージであり、災害状況を表現したものではありません

主な再発防止対策

- 安全な作業を行うための工事計画書に余裕を持った歩み板数を計上して作成し、作業員に具体的な歩み板敷設作業手順を指示すること。
- 踏み抜きのおそれがある場合は、歩み板のみならず、防網を屋根の下に張る、作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じること。
- 作業開始前のミーティングにおいても歩み板の配置の方法等、具体的な作業手順を作業員に指示すること。

予備知識



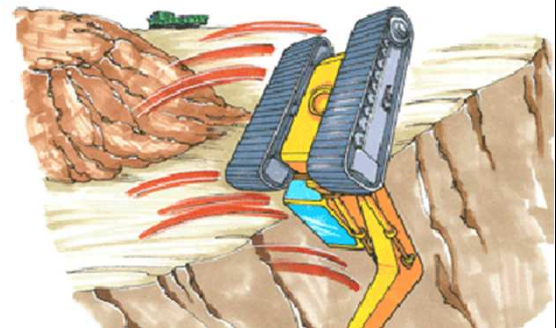
詳細は、Webサイト「損傷を受けた構造物の改修・解体工事における安全対策 労働安全衛生総合研究所」で検索して下さい。

事例2 ミニショベル転落災害

事故の型	転倒	発生日	11月	起因物	掘削用機械
性別	男・女	年齢	～19・20～・30～・40～・50～・60～・70～		
職種	作用者・技能者	経験	0か月	被災の程度	死亡
工事の種類	その他の土木工事業	発注者	地方公共団体		

発生状況

公園散策路の根株除去及び路面を敷き均す作業をドラグショベルにて行っていたところ、ドラグショベルと一緒に勾配約18度の斜面を約10m転落した。



参考イメージであり、災害状況を表現したものではありません

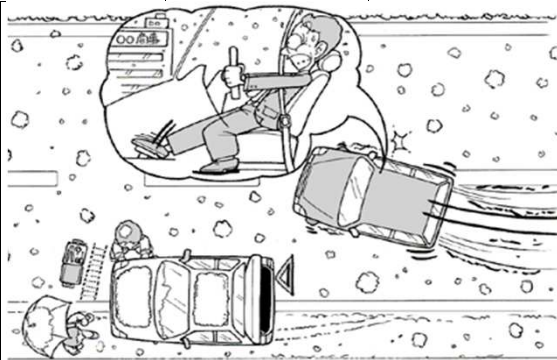
主な再発防止対策

- 機械の転落のおそれがある場所については危険箇所への過度の接近を防止するために接近限界を明確に表示すること、誘導員を配置すること等の対策を講ずること。
- 連日、同様の作業であっても、作業場所の環境・状態は変化するので、作業開始前にその状態を確認し、それに応じた安全な作業についての指示を明確に行うことが必要であらう。
- あらかじめ地形、地質の状態などを調査し、使用する機械の種類・能力、運行経路、作業の方法を含む作業計画を定めること。

予備知識

平成25年7月からの安全衛生規則改正により、事業者は、路肩、傾斜地等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で新たな解体用機械を使用するときは、転倒時保護構造及びシートベルトを備えなければならないこと。運転者に当該シートベルトを使用させなければならないこと。また、運転者は、事業者からシートベルトの使用を命じられたときは、当該シートベルトを使用しなければならないこと。なお、車両系建設機械一般についても同様とする。詳細は、「厚生労働省Webサイト」で検索してください。

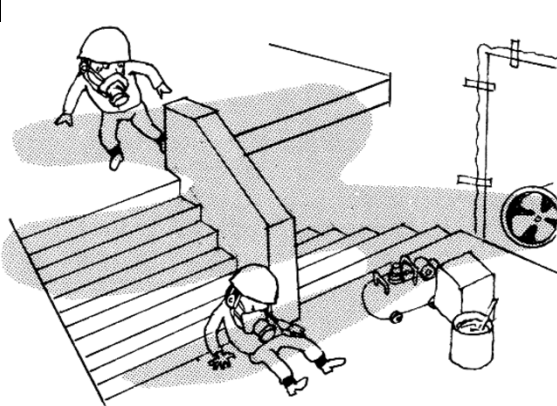
事例3 後部座席から車外に放り出された交通事故災害

事故の型	交通事故	発生日	8月	起因物	乗用車、バス、バイク
性別	男・女	年齢	19・20～・30～・40～・50～・60～・70～		
職種	作業員・技能者	経験	1年	被災の程度	死亡
工事の種類	その他の建設業			発注者	国
発生状況				 <p>参考イメージであり、発生状況を表現したものではありません</p>	
<p>作業員4名が乗った普通乗用車が高速道路を走行中に、道路上に落ちていたビニールシートを避けるために急ハンドルしたため、ガードレールに衝突した後、中央分離帯に激突した。後部座席に乗っていた2人が車外に放り出され、うち1人が死亡した。</p>					
主な再発防止対策					
<ol style="list-style-type: none"> 1 運転者は、同乗者（後部座席を含む）がシートベルトを着用していることを確認してから、乗用車を走行させること。 2 運転者については、車両運転技能（スピードコントロール、ハンドル操作）について、適任者である者を指名するとともに、定期的な教育により、危険予測能力を向上させること。 					

予備知識

後部座席でもシートベルトの着用を！～被害者にも加害者にもならないために～ シートベルトを着用しない場合は、1.車内で全身を強打する可能性があります。2.車外に放り出される可能性があります。3.前の席の人が被害を受ける可能性があります。詳細は、Webサイト「警察庁 命を守るシートベルト」で検索して下さい。

事例4 錆止め塗装除去作業中の鉛中毒災害

事故の型	鉛中毒	発生日	8,9月	起因物	有害物
性別	男・女	年齢	19 20～ 30～ 40～ 50～ 60～ 70～		
職種	塗装工	経験	1年以上	被災の程度	休業見込6ヶ月
工事の種類	橋梁建設工事業			発注者	国
発生状況				 <p>参考イメージであり、発生状況を表現したものではありません</p>	
<p>鋼橋塗装補修工事において、ブラスト工法（微細な鉄球を吹き付けて塗料を剥がし素地を露出させる工法）により含鉛塗料の掻き落とす作業及び清掃作業を行っていた労働者2名が体調不良を訴え、鉛中毒と診断された。作業者はRL2防塵マスクを着用していた</p>					
主な再発防止対策					
<ol style="list-style-type: none"> 1 既設塗膜の含鉛量が多い場合は、鉛粉じんを除去する換気装置を設置すること。もしくは、湿式による除去工法を検討すること。 2 電動ファン付呼吸用保護具を利用し、防塵マスクの捕集効率の高いものを使用すること。また、粉じんが吸着し難い作業衣、作業帽、作業手袋を着用させるとともに、除去ブラシ 3 作業従事者に鉛の有害性及び発症の経過・自覚症状に係る衛生教育を実施すること。 					

予備知識

鉛は、着色顔料、防錆顔料、硬化促進剤など、従来の塗料用原料の中に多く含まれており、最も中毒を起こしやすい重金属の一つであり、数mgの鉛を継続して数週間摂取すると容易に慢性中毒を起こします。貧血や便秘、鉛疝痛（せんつう）などの消化器症状、末梢神経炎、鉛脳症などの神経症状、および腎機能障害が発現します。一般に、人の尿中鉛は0.03mg/lであるが、人体に鉛及び鉛化合物が多量に摂取された場合、尿中鉛が0.2～0.4mg/lを越すと前述の症状が現れるといわれています。

事例5 災害復旧工事でのブロック積崩壊災害

事故の型	崩壊・倒壊	発生月	2月	起因物	建築物、構築物
性別	Ⓐ男・女	年齢	～19・20～・30～・40～・50～・60～・70～		
職種	作業員・技能者	経験	20年以上	被災の程度	休業見込1年
工事の種類	河川土木工事業			発注者	地方公共団体

発生状況
 災害復旧工事のブロック積をしている時に、既設ブロック積が崩落した。崩落に気付いた被災者は、飛び降り、逃げたが、後ろから落下して来た既設ブロックに足をはさまれた。

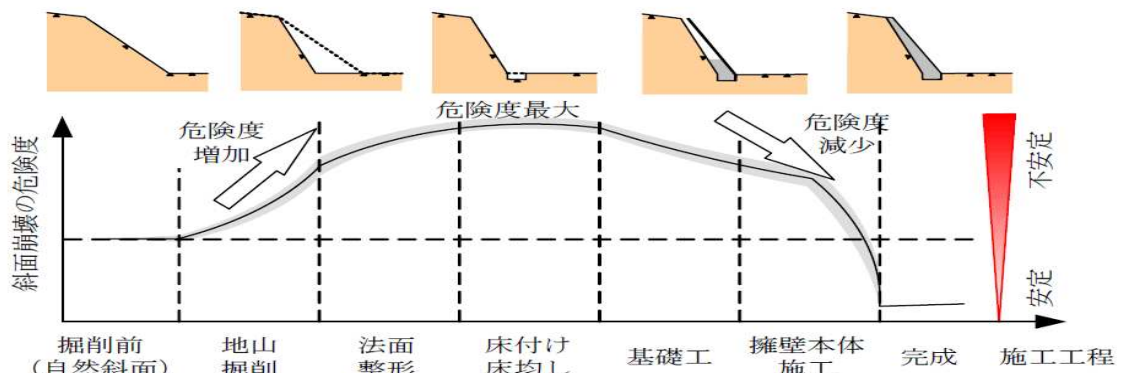


参考イメージであり、発生状況を表現したものではありません

主な再発防止対策

- 1 災害復旧作業を行うに当たっては、あらかじめ地質、地層の状態、埋設物、既設構造物の有無及び状態等を調査し、その結果に基づく作業計画を作成すること。
- 2 工事の途中において工法内容を変更せざる負えない状況が生じた場合には、変更に伴う安全対策について発注者と協議すること。
- 3 落下のおそれのある既設ブロック積等を取り除くとともに、土止め支保工を設けること等により地山の崩壊又は土石の落下等による危険を取り除くこと。

予備知識



詳細は、斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する調査研究会報告書 労働安全衛生総合研究所Webへ

事例6 木造建築工事での墜落災害

事故の型	墜落・転落	発生月	3月	起因物	屋根、はり、もや、けた、合掌
性別	Ⓐ男・女	年齢	～19・20～・30～・40～・50～・60～・70～		
職種	大工	経験	10年以上	被災の程度	休業見込1年
工事の種類	木造家屋建築工事業			発注者	民間

発生状況
 木造構築物組立作業中、約3mの高さの梁に掛けていた足場板が外れ、組立作業で足場板に乗って作業していた被災者が墜落し、腰を骨折したものの。



参考イメージであり、発生状況を表現したものではありません

主な再発防止対策

- 1 墜落するおそれのある作業を行わせる場合は、作業床を設けること。作業の性質上、作業床を設けることが困難な場合は、防網・親綱を張り、安全帯を使用させる等墜落防止措置を講じること。
- 2 作業床を設けることが困難な時は、木造建築物の組み立て等作業主任者は、安全帯の使用状況を監視すること。

予備知識



墜落時の衝撃による背骨への負担を軽減させるために、D環あるいは巻き取り器の位置を身体の横、あるいは斜め後にくるように装着すると墜落時の衝撃を軽減できます。また、ハーネス型の安全帯の着用も効果があります。詳細は、Webサイト「安全帯の正しい使い方（公社）日本保安用品協会」で検索して下さい。